

令和3年12月19日有効期間満了 福祉有償運送の更新について

(※前回の更新時との変更点については【変更内容】となります。)

【事業者名】

住所 鳥取市千代水1丁目37

氏名 特定非営利活動法人このゆびと一まれ

代表者氏名 理事長 藤原 美江子

【種別】

福祉有償運送

【事業概要】

身体の不自由な高齢者及び障がい者等公共交通機関の利用がむずかしく、移動手段を確保することが困難な方に、通院、買物等、外出が必要な際、有償運送を行うことにより、本人の自立を促進し、地域福祉向上を目指しています。

【運送の区域】

鳥取市

【利用料金】

- ・初乗り3kmまで 200円 以降1km毎に50円を加算
- ・待機料 無料
- ・その他 なし

【利用対象者】

項目ごとに

イ) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者・・・4名

ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者・・・2名

【利用する場面】

- ・医療機関への通院、入退院時の移送
- ・福祉施設への通所、入退所の移送
- ・買い物、散髪、公共機関等への外出時の移送

【職員体制】

- ・国土交通大臣認定講習会受講職員 3名
- ・運行管理・整備管理については村田八重子が務めます。

【使用車両】

- ・車いす車 2台
- ・軽乗用車 1台
- ・セダン 1台

【事業実施】

平成20年1月24日より

【変更内容】

- ・前回の更新時（平成30年12月）より変更点
- ・事業所の位置（住所変更） 鳥取市千代水1丁目37番地→鳥取市千代水1丁目38番地
→利用対象者の拡大(イ)4名、(ハ)2名（前回その他肢体不自由、内部障害、精神障害その他の障害を有する者2名）

令和3年 月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿
鳥取市長 殿名 称 特定非営利活動法人
このゆびと一まれ
住 所 鳥取市千代水一丁目37番地
代表者の氏名 理事長 藤原 美江子

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人 このゆびと一まれ
鳥取市千代水一丁目37番地
理事長 藤原 美江子
- 登録番号
中鳥福第35号
- 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
鳥取市全域 /	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ヘルパーステーション このゆびとまれ	鳥取市千代水一丁目38番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
ヘルパーステーション このゆびとまれ	所有	()	2 (2)	1 ()	()	1 ()	4 (2)
	持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()			
	合計	()	2 (2)	1 ()	()	1 ()	4 (2)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="checkbox"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="checkbox"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="checkbox"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

- ・初乗りから3キロまで200円
- ・以後1kmごとに50円加算

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

特定非営利活動法人 このゆびと一まれ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 このゆびと一まれ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市千代水1丁目37番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、市町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する事業を行い、利用者のニーズに合わせた福祉サービスを創造し提供する事で、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害児・者等への福祉サービス事業
 - ② 社会福祉に関する活動、参加のための援助
 - ③ 福祉バザー等の実施
 - ④ その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を1人、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務所の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の10日前までには通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意が合った場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意が合った場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事 藤原 美江子
理事 村田 八重子
理事 田中 妙子
監事 川本 ひさ美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 入会金 10,000円、 年会費 10,000円
 - ② 個人賛助会員 入会金 0円、 年会費 一口 1,000円
 - ③ 団体賛助会員 入会金 0円、 年会費 一口 5,000円

履歴事項全部証明書

鳥取市千代水一丁目37番地
 特定非営利活動法人このゆびと一まれ

会社法人等番号	2700-05-002732	
名 称	特定非営利活動法人このゆびと一まれ	
主たる事務所	鳥取市千代水一丁目37番地	
法人成立の年月日	平成20年1月24日	
目的等	<p>この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、市町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する事業を行い、利用者のニーズに合わせた福祉サービスを創造し提供する事で、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (5) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (事業)</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害児・者等への福祉サービス事業 ② 社会福祉に関する活動、参加のための援助 ③ 福祉バザー等の実施 ④ その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>	
役員に関する事項	[Redacted] 理事 藤原美江子	平成23年 4月 1日重任 平成24年 9月26日登記
資産の総額	金0円	
登記記録に関する事項	設立	平成20年 1月24日登記



鳥取市千代水一丁目37番地
特定非営利活動法人このゆびと一まれ

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和3年10月14日

鳥取地方法務局
登記官

渡 邊 徹 志 郎



役員名簿

特定非営利活動法人 このゆびと一まれ

役名	氏名	住所又は居住	就任期間	報酬の有無
理事	藤原 美江子	████████████████████	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	無
理事	村田 八重子	████████████████████	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	無
理事	田中 妙子	████████████████████	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	無
監事	岩本 桂子	████████████████████	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	無

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿
鳥取市長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和3年 月 日

名 称	特定非営利活動法人 このゆびと一まれ
住 所	鳥取市千代水一丁目37番地
代表者の氏名	理事長 藤原 美江子

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人
このゆびと一まれ

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	鳥取 580 け 8929	4人	特定非営利活動法人 このゆびと一まれ	所有者に同じ	
2	鳥取 880 あ 470	4人	特定非営利活動法人 このゆびと一まれ	所有者に同じ	
3	鳥取 500 ふ 1203	5人	特定非営利活動法人 このゆびと一まれ	所有者に同じ	
4	鳥取 800 さ 5348	10人	特定非営利活動法人 このゆびと一まれ	所有者に同じ	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

番号 00418

自動車検査証

令和 2年 5月 18日

軽自動車検査協会

車両番号	鳥取 580 け 8929		交付年月日	平成 21年 6月 10日	初度検査年月日	平成 21年 6月	自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	所有者	自家用	車体の形状	箱型	[901]		
車名	MH23S-185674	型式	乗車定員	4人	最大積載量	-kg	総重量	890kg	車高	1110mm	車重	後軸重	339mm	長さ	147cm	高さ	164cm
スズキ	[191]	DBA-MH23S改 K6A	原動機の型式		燃料の種類		前軸重										

氏名又は名称 特定非営利活動法人 このゆびとーまれ

住所 鳥取県鳥取市千代水1丁目37

氏名又は名称 使用者と同じ

住所 使用者住所と同じ

使用の本拠の位置 使用者住所と同じ

有効期間の満了する日	令和 4年 6月 9日	備考	【鳥取】継続検査【軽自動車OSS】平成22年度燃費基準15%向上達成車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規 制値96dB** 平成27年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値)算定未了* 平成27年度燃費取得特定改造自動車)* 0008-0025(算定燃費取得特定改造自動車)* 【改造自動車】「内容」車体、緩衝装置【通知番号】20軽統接政第17号【通知年月日】平成20年11月26日* 【自動車重量税額】¥6,600* 【走行距離計表示値】88,800km(令和2年5月18日)* 【旧走行距離計表示値】84,500km(平成30年6月4日)* 【受検権利】指定整備車【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】指定整備工場*
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

OC951-6831

37001-011

72-00157



裏面もご覧下さい

自動車検査証

令和 2年 2月 17日

軽自動車検査協会

車前番号	鳥取 880 あ 470	交付年月日	平成 24年 3月 12日	初度検査年月	平成 24年 3月	自動車の種別	軽自動車	用途	自用	車体の形状	軽自動車
車体番号	DA64W-385088	乗車定員	4人	最大積載量	-kg	車両重量	1050 kg	備種	自家用	長さ	185 cm
型式	ABA-DA64W改 K6A	原動機の型式		燃料の種類	ガソリン	総排気量	1270 cc	車頭総重量		幅	147 cm
スズキ	[131]					軸荷重		総重量		高さ	
使用者	氏名又は名称	特定非常利活動法人 このゆびとーまれ									
所有者	住所	鳥取県鳥取市千代水1丁目37									
	住所	使用者に同じ									
	住所	使用者住所に同じ									
	使用の本拠の位置	使用者住所に同じ									
有効期間の満了する日	令和 4年 3月 11日	備考 【鳥取】 継続検査 【軽自動車OSS】 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB マフラー加速騒音規制適用車 **									
	年 月 日	【改造自動車】 【内容】 車体 【通知番号】 22 軽検査改第23号 【通知年月日】 平成22年 4月28日 *									
	年 月 日	【自動車重量総額】 ¥6,600 *									
	年 月 日	【走行距離計表示値】 73,900 km (令和2年2月17日) *									
	年 月 日	【旧走行距離計表示値】 60,500 km (平成30年2月27日) *									
	年 月 日	【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり *									
	年 月 日	【受検形態】 指定整備工場 *									
	年 月 日	車いす固定装置付 (1基) **									

OCR51-3548

37001-011

72-00157



番号 00387 A

自動車検査証

令和 2年 1月 29日

鳥取運輸支局長



自動車登録番号又は車両番号	鳥取 800 さ 5348 車	登録年月日/交付年月日	平成 22年 1月 26日 / 平成 22年 1月	自動車の種別	普通乗車	用途	自家用・業務用	車体の形状	移動車
車台番号	[213]	初年度登録年月	平成 22年 1月	乗車定員	10人	積載量	自家用	車両重量	[531]
型式	DWMGE2510442.2	長さ	2540 ^{kg}	最大積載量	169 ^{cm}	高さ	228 ^{cm}	前後軸重	3090 ^{kg}
型式	ADF-DWMGE25改	原動機の型式	ZD30	燃料の種類	軽油	燃料消費率又は定格出力	499 ^{cm}	前後軸重	1170 ^{kg}
所有者の氏名又は住所	特定非営利活動法人 このゆびとーまれ								
使用者の氏名又は住所	鳥取県鳥取市千代水1丁目3-7								
使用の本拠の位置	*****								
有効期間の満了日	令和 4年 1月 28日								
備考	[鳥取] 継続検査 自動車重量税額 率3.2, 8.0. この自動車の使用の本拠はNO x・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 71, 700km (令和2年1月29日) [旧走行距離計表示値] 56, 900km (平成30年1月24日) [受検種別] 指定整備車 [受検時の点検整備実施場] 点検整備記録簿記載あり [整備内容] 自湘南第103号 平成19年9月3日 [1000] [改造内容]								

緩衝装置
以下余白



自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法
人
このゆ

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	田中 妙子	████████████████████	普通	1種	
2	中村 真由子	████████████████████	普通	1種	
3	藤原 美江子	████████████████████	普通	1種	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

第 91 号

修了証

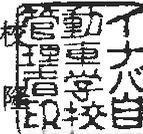
修了者名 田 中 妙 子
生年月日 [REDACTED]

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の福祉有償運送運転者講習を修了したことを証明する。

平成 25 年 11 月 27 日

講習の名称 イナバ福祉有償運送運転者講習

講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀



第〇〇六号

修了証明書

氏名 田中 妙子

生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条

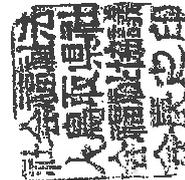
第一項第二号に掲げる研修の介護職員基礎研修課程を修了

したことを証明する

平成二十一年 二月十二日

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

会長 内海 敏



氏名	田中 妙子		性	■
住所	■			
交付	平成29年12月22日 11100			
有効期限	平成35年02月12日まで有効			
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型8tに限る			運転 免許 証
優 良	■			
番号	第	■	号	 鳥取県 公安委員会
二 輪 車	平成00年00月00日	種 別	■	
特 種	昭和57年06月17日	種 別	■	
三 輪 車	平成00年00月00日	種 別	■	

以下の欄分を使用し、運転提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。

1. 私は、免許後及び試験が終了した状態のいずれかの番号を○で囲んでください。
 2. 私は、試験が終了した状態に限り、試験のために試験を提供します。
 3. 私は、試験を提供しません。
 4. 又は2を選んだ方で、提供したくない試験があれば、×をつけてください。
 【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・胆嚢】

特記欄：
 (前掲番号)
 (《番号年月日》) 年 月 日

備考

第 70 号

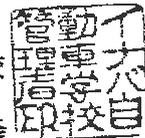
修 了 証

修了者名 中 村 真 由 子
生年月日 XXXXXXXXXX

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の福祉有償運送運転者講習を修了したことを証明する。

平成 25 年 7 月 25 日

講習の名称 イナバ福祉有償運送運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀 隆



第 896496 号

介護福祉士登録証

本籍地 鳥取県

中村 真由子

生

登録年月日

平成26年4月4日

登録番号

第-896496号

法第39条第4号該当年月

平成26年3月

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条
第1項の規定により登録したことを証する

平成26年4月21日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

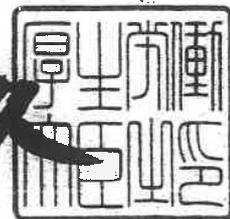
理事長 多久島耕海



公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成26年4月21日

厚生労働大臣 田村憲久



介護福祉士

第 123 号

修 了 証

修了者名 藤原 美江子
生年月日 XXXXXXXXXX

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の福祉有償運送運転者講習を修了したことを証明する。

平成 27 年 11 月 12 日

講習の名称 イナバ福祉有償運送運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀 隆



第〇〇九号

修了証明書

氏名 藤原 美江子

生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条

第一項第二号に掲げる研修の介護職員基礎研修課程を修了

したことを証明する

平成二十一年 二月十二日

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

会長 内海 敏



氏名	藤原 美江子		生	[Redacted]
住所	[Redacted]			
交付	令和01年12月24日	11025		
2025年(令和07年)01月08日まで有効			運転免許証	
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る			
	優良			
番号	第 [Redacted] 号			
二小種	令和00年00月00日	種別	[Redacted]	
他	昭和48年11月24日	種別	[Redacted]	
二種	令和00年00月00日	種別	[Redacted]	
			鳥取県 公安委員会	

備考	[Redacted]
<p>以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限って、移植のために臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 [心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・膵臓]</p>	
特記欄	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted] (自筆署名)</p> <p>[Redacted] (署名年月日) 年 月 日</p>

運送の主体(申請者名) 特定非営利活動法人 このゆびと一まれ

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (ヘルパーステーション このゆびとまれ)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	村田 八重子				
2					
3					

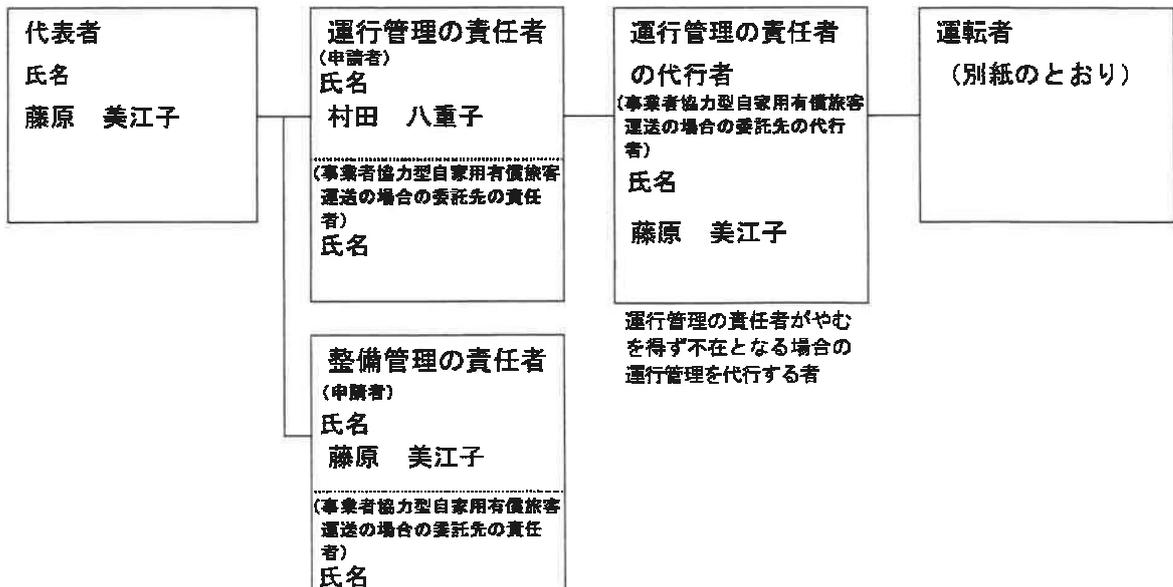
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

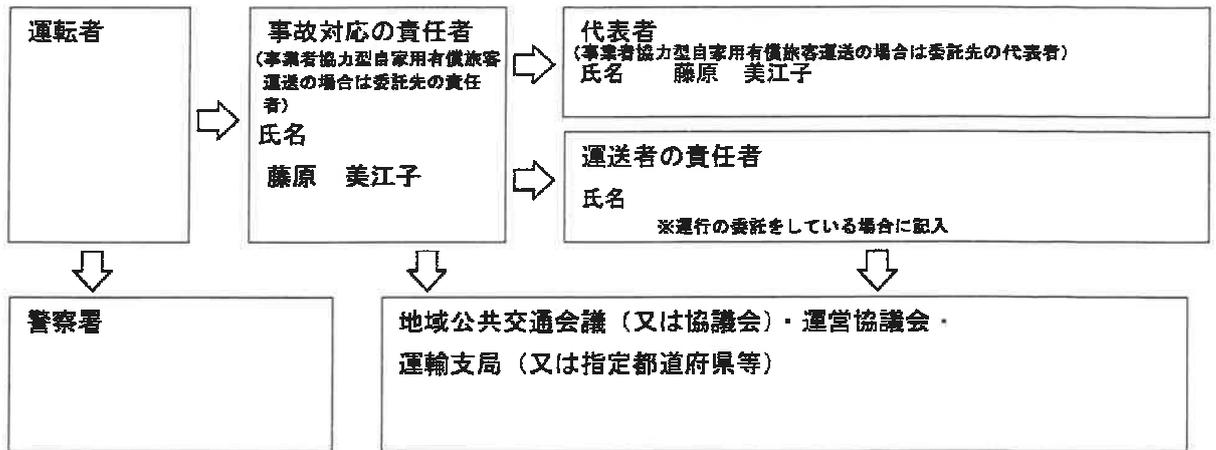
No	氏名	住所	協力
1	藤原 美江子		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

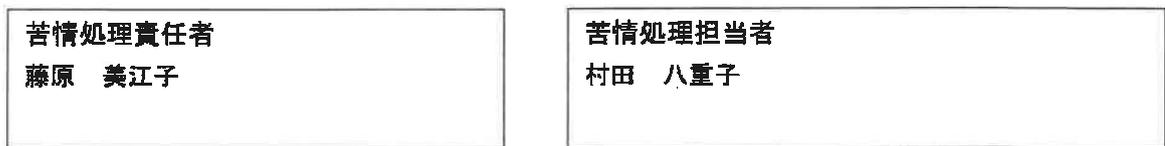
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人 このゆびと一まれ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	田中 妙子	██████████	普通	1種
2	中村 真由子	██████████	普通	1種
3	藤原 美江子	██████████	普通	1種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にとっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人 このゆびと一まれ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和3年10月22日

住 所
氏 名

村田 八重子



※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

自動車保険証券

自動車保険ご契約者カード

初償内容の詳細は、普通保険約款および特約にてご確認ください。

保険契約者住所
氏名

明細書につき表示しません

保険の種類
新総合自動車保険
ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日
証券番号 21189021770008

ご契約者

特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ様

登録番号 鳥取 580 枚 8929
車名 ワゴンR 新総合自動車保険
車種 ユーサイド

証券番号 2118902177
保険の種別 0008

保険期間 令和3年6月12日 午後4時から
令和4年6月12日 午後4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約あり
対物賠償 対物賠償あり
人身傷害 (定額払) 傷害一時金2倍
無制限車傷害 傷害一時金2倍特約あり
車両 一般条件 0
レンドカー特約 なし
車両超過修理費用特約あり

保険金額 1,000

引増 優良割引70% フリート多乗割引5%

車両所有権 トヨタヒエリカワットウホウカン
記名 被保険者住所

その他

個人被保険者 共同保険 (会社名、分担割合%)

営業所 担当者

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

取次代理店

保険契約者住所

氏名

明細書につき表示しません

保険の種類

新総合自動車保険

ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770008

ご契約者

特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ様

登録番号 鳥取 580 枚 8929

車名 ワゴンR 新総合自動車保険

車種 ユーサイド

証券番号 2118902177

保険の種別 0008

保険期間 令和3年6月12日 午後4時から

令和4年6月12日 午後4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約あり

対物賠償 対物賠償あり

人身傷害 (定額払) 傷害一時金2倍

無制限車傷害 傷害一時金2倍特約あり

車両 一般条件 0

レンドカー特約 なし

車両超過修理費用特約あり

保険金額 1,000

引増 優良割引70% フリート多乗割引5%

車両所有権 トヨタヒエリカワットウホウカン

記名 被保険者住所

その他

個人被保険者 共同保険 (会社名、分担割合%)

営業所 担当者

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

取次代理店

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

保険契約者住所

氏名

明細書につき表示しません

保険の種類

新総合自動車保険

ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770008

ご契約者

特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ様

登録番号 鳥取 580 枚 8929

車名 ワゴンR 新総合自動車保険

車種 ユーサイド

証券番号 2118902177

保険の種別 0008

保険期間 令和3年6月12日 午後4時から

令和4年6月12日 午後4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約あり

対物賠償 対物賠償あり

人身傷害 (定額払) 傷害一時金2倍

無制限車傷害 傷害一時金2倍特約あり

車両 一般条件 0

レンドカー特約 なし

車両超過修理費用特約あり

保険金額 1,000

引増 優良割引70% フリート多乗割引5%

車両所有権 トヨタヒエリカワットウホウカン

記名 被保険者住所

その他

個人被保険者 共同保険 (会社名、分担割合%)

営業所 担当者

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

取次代理店

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

保険契約者住所

氏名

明細書につき表示しません

保険の種類

新総合自動車保険

ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770008

ご契約者

特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ様

登録番号 鳥取 580 枚 8929

車名 ワゴンR 新総合自動車保険

車種 ユーサイド

証券番号 2118902177

保険の種別 0008

保険期間 令和3年6月12日 午後4時から

令和4年6月12日 午後4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約あり

対物賠償 対物賠償あり

人身傷害 (定額払) 傷害一時金2倍

無制限車傷害 傷害一時金2倍特約あり

車両 一般条件 0

レンドカー特約 なし

車両超過修理費用特約あり

保険金額 1,000

引増 優良割引70% フリート多乗割引5%

車両所有権 トヨタヒエリカワットウホウカン

記名 被保険者住所

その他

個人被保険者 共同保険 (会社名、分担割合%)

営業所 担当者

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

取次代理店

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

保険契約者住所

氏名

明細書につき表示しません

保険の種類

新総合自動車保険

ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770008

ご契約者

特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ様

登録番号 鳥取 580 枚 8929

車名 ワゴンR 新総合自動車保険

車種 ユーサイド

証券番号 2118902177

保険の種別 0008

保険期間 令和3年6月12日 午後4時から

令和4年6月12日 午後4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約あり

対物賠償 対物賠償あり

人身傷害 (定額払) 傷害一時金2倍

無制限車傷害 傷害一時金2倍特約あり

車両 一般条件 0

レンドカー特約 なし

車両超過修理費用特約あり

保険金額 1,000

引増 優良割引70% フリート多乗割引5%

車両所有権 トヨタヒエリカワットウホウカン

記名 被保険者住所

その他

個人被保険者 共同保険 (会社名、分担割合%)

営業所 担当者

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

取次代理店

日新火災海上保険株式会社

鳥取支店

担当者

日新火災連絡先

保険契約者住所

氏名

明細書につき表示しません

保険の種類

新総合自動車保険

ユニーサイド

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770008

ご契約者

自動車保険証券

自動車保険ご契約者カード

補償内容の詳細は、本証券裏面の記載および特約にてご確認ください。

保険
契約者
住所

保険証券明細書

明細書につき表示しません

氏名

ご注意

保険の種類
新総合自動車保険
ユーサイド

契約日 令和 3年 5月31日
証券番号 21189021770009

保険期間
令和 3年 6月 12日 午後 4時から
令和 4年 6月 12日 午後 4時まで 1年間

払込方法
払込期日

※このお車はドライビングサポート24が利用可能です。0120-097-365

※このお車はドライビングサポート24プラスをご利用いただけます。

フリーゾーン (契約者コード) 601071

補償種目 保険金額(万円) 付帯特約等

対人賠償 無制限 交通弱者補償特約 あり
対物賠償(定額) 0円 超過修理費用 あり
人身傷害(定額) 無制限 入院時賠償特約 あり
無保険車傷害 無制限 傷害一時金2管特約 あり

人身傷害(定額) 1,000 医療保険金 あり
無保険車傷害 70 部位・状況別払 (2倍支払)

車 2年目

車 3年目

車 4年目

車 5年目

合計保険料 51,010円

外割適用料

初回保険料

年割保険料

日新火災連絡先

取扱代理店

中国事業部

鳥取サービス支店

証券作成日 令和 3年 9月 1日

証番号 010

担当者

日新火災海上保険株式会社

事故時のご連絡先 サービス24

フリーダイヤル0120-25-7474 (24時間365日)

契約者 特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ 様

登録番号 鳥取 880 あ 470

車名 エアリアワゴン 令和 6年 8月11日

証券番号 2118902177

新総合自動車保険

0009 ユーサイド

作降 令和 3年 6月 12日 午後 4時から

作降 令和 4年 6月 12日 午後 4時まで

対人賠償 交通弱者補償特約 あり

対物賠償 対物超過 免責 0

人身(定額) 傷害一時金2管 無制限

傷害(定額) 無制限

無保険車傷害 1,000

車 一般条件 0

レシタカカー特約 なし

車両超過修理費用特約 あり

傷害一時金2管特約

弁護士費用特約

入院時賠償特約

※主な補償・特約を表示しています。

日新火災連絡先

取扱代理店

日新火災海上保険株式会社

電話 (0857)50-0117

中国事業部

鳥取サービス支店

電話 (0857)23-4651

夜間休日の連絡先(テレフォンサービスセンター)

毎週にあわためら

サービス24

【受付時間:24時間・365日】

お車にトラブルが生じたら

→ 0120-097-365

ドライビングサポート24

【受付時間:24時間・365日】

このお車はドライビングサポート24が利用可能です。

日新火災海上保険株式会社

このカードは運転免許証とともにご携帯ください。

日新火災海上保険株式会社

事故時のご連絡先 サービス24
フリーダイヤル0120-25-7474 (24時間365日)

自動車保険証券

自動車保険ご契約者カード

補償内容の詳細は、普通保険証券および特約にてご確認ください。

保険
契約者
住所

保険証券明細書

明細書につき表示しません

氏名

ご注意

保険
の種類
新総合自動車保険
ユニーサイト

保険
期間
令和3年6月12日午後4時から
令和4年6月12日午後4時まで
1年間

払込
方法
払込期日

契約日 令和3年5月31日

証券番号 21189021770004

ご契約者
特定非営利活動法人 このびと〜まれ 様

登録番号
車両
鳥取 500 ふ 1203
車種 新総合自動車保険
車名 スイフト
保険の
種類
新総合自動車保険
番号 2118902177
0004
令和3年6月12日午後4時から
令和4年6月12日午後4時まで

【ご留意ください】本印券利用している項目に印がつけられており、ご記載のない項目はご契約を解除し、保険金を支払っていただくことができません。

※このお車はドライビングサポート24プラスをご利用いただけます。0120-097-365

※このお車はドライビングサポート24プラスをご利用いただけます。

被
保
險
自
動
車
種
別
☆用途車種 自家用小型乗用車
☆登録番号 鳥取 500 ふ 1203 ☆車台番号 ZD11S-553957
(車名) スイフト (利率クラス) 東西
(型式) ZD11S 対物 6 対人 2
(仕権) XG4キャタ 4WD (排気量) 1.32L (付属機構装置) 5
(初年度登録) 平成22年8月 (製造) 令和3年8月23日 (保険金額) 万円

引
増
健康割引70% フリート多額割引5%
車両所有権 トクティエイリカワツノウウシマン
あつひ (車両所有権) コアヒートマシ 表示のない
記名車種者 (主として使用する者) 記名住所 住所 住所
記名住所 (主として使用する者) 記名住所 住所 住所

その
他
ロードサービス費用補償特約 車両超過修理費用特約

個人
共同
被
保
険
者
日新火災海上保険株式会社 鳥取支店
鳥取 500 ふ 1203

補償
項目
対人賠償 交通弱者補償特約有
対物賠償 対物超過有 免責 0
人身 (実損払) 賠償一時金2倍 無制限
人身傷害 (実損払) 賠償一時金2倍特約 無制限
無保険車傷害 賠償一時金2倍特約 無制限
無保険車傷害 賠償一時金2倍特約 無制限
無保険車傷害 賠償一時金2倍特約 無制限

補償
金額
対人賠償 1,000
対物賠償 50
人身 (実損払) 50
人身傷害 (実損払) 50
無保険車傷害 50
無保険車傷害 50
無保険車傷害 50

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

補償
特約
交通弱者補償特約
対物超過有
賠償一時金2倍
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約
賠償一時金2倍特約

日新火災海上保険株式会社 鳥取支店
鳥取 500 ふ 1203

日新火災海上保険株式会社
このカードは運転免許証とともに携帯ください。

日新火災連絡先

取扱代理店
日新火災担当課所
夜間休日の連絡先 (テレフォンサービスセンター)
敬請にあわれら
お車にトラブルが生じたら
ドライビングサポート24
このお車はドライビングサポート24が利用可能です。

日新火災連絡先
日新火災担当課所
夜間休日の連絡先 (テレフォンサービスセンター)
敬請にあわれら
お車にトラブルが生じたら
ドライビングサポート24
このお車はドライビングサポート24が利用可能です。

自動車保険証券

自動車保険ご契約者カード

補償内容の詳細は、普通乗用車契約書および特約にてご確認ください。

保険の種類 新総合自動車保険
契約日 令和3年5月31日
証券番号 21189021770003
保険期間 令和3年6月12日午後4時から
 令和4年6月12日午後4時まで 1年間
払込方法 払込期日

氏名 明細書につき表示しません
ご注意 【この書は、お車の修理に必要となる部品が不足した場合、修理に要する部品は、修理費に追加して補償いたします。この場合は、修理費に追加して補償いたします。】
 ※このお車はドライビングサポート24が利用可能です。0120-097-365
 (※このお車はドライビングサポート24が利用いたしません)

補償種別	補償金額(万円)	付帯特約等
対人賠償	無制限	交通弱者補償特約
対物賠償(積載)	0円	超過修理費用特約
人身傷害(突損払)	無制限	入院時賠償特約
人身傷害(定額払)	60,107	傷害一時金2倍特約
人身傷害(定額払)	1,000	医療保険金あり
無保険車傷害	150	積載・症状別払
車	無制限	(2倍支払)
車両	150	
昇讓士費用特約		

被保険者 氏名 対人 8
 住所 対物 8
 (料率クラス) 傷害 7
自動車 車種/型式 DWMG25カイ
 (排気量) 2.95L (付属機装置)
 (初年度検査) 平成22年1月 (乗子倍) 令和4年1月25日 万円
割引増 優良割引70% フリート多数割引5%

車種 トクティエイリカワトウキウシマコ
記名 表示のない
 住所はご契約
 者と同じ
住所 東京都中央区
営業所 東京都中央区
担当 東京都中央区

車種	71,120円
車両	
長期	
短期	
合計保険料	
初回保険料	
年間保険料	

個人被保険者 共同保険(会社名、分担割合%)
営業所 日新火災連絡先
担当 日新火災連絡先

ご契約者 特定非営利活動法人 このゆびと〜まれ 様
登録番号 鳥取 800 さ 5348
車種 キヤラバン 令和4年1月25日
車台番号 新総合自動車保険
 ユーサイト

証券番号 2118902177
保険の備録 0003
保険期間 令和3年6月12日午後4時から
 令和4年6月12日午後4時まで

対人賠償	交通弱者補償特約	無制限
対物賠償	対物超過有 免責	0
人身	傷害一時金2倍	無制限
傷害(突損払)	傷害一時金2倍	1,000
無保険車傷害	無制限	無制限
車両	無制限	150
昇讓士費用特約	無制限	0
入院時賠償特約	無制限	0
超過修理費用特約	あり	

日新火災連絡先
取扱代理店 ジェイライフサービス株式会社
中立人 TEL (0857)50-0117
日新火災担当課 中国事業部
 鳥取サービス支店
 TEL (0857)23-4651
夜間休日の連絡先 (テレフォンサービスセンター)
 鳥取にあかれら → 0120-25-7474
 サービス24 [受付時間: 24時間・365日]
 鳥取にトアラブルが生じたら → 0120-097-365
 ドライビングサポート24 [受付時間: 24時間・365日]
 このお車はドライビングサポート24が利用可能です。

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人このゆびと一まれ

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1	■■■■	■■■■■■■■■■	H25. 10. 1	○							
2	■■■■	■■■■■■■■■■	H25. 10. 1	○							
3	■■■■	■■■■■■■■■■	H25. 10. 1	○							
4	■■■■	■■■■■■■■■■	H25. 10. 1	○							
5	■■■■	■■■■■■■■■■	H27. 10. 1			○					
6	■■■■	■■■■■■■■■■	H27. 10. 1			○					
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人このゆびと一まれ

身体障害者		人数	要介護認定者		人数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級		1	要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級		3	合計		
合計		4	要支援認定者		人数
精神障害者		人数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人数
合計			合計		
知的障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度		2	知的障害（認定者を除く）		
合計		2	精神障害（認定者を除く）		
合 計		2	そ の 他		
総合計			合計		6